

大潟村奨学金基金条例施行規則

令和7年3月27日

規則第6号

改正 令和7年11月1日規則第14号

(目的)

第1条 この規則は、大潟村奨学金基金条例（令和7年条例第3号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 学資金の貸与を受けて高等学校、高等専門学校、専修学校（一般課程を除く。）、短期大学、大学、大学院、及びこれらに準ずる学校に在学（予定者を含む。以下この号において同じ。）する者並びに第3号に規定する留学を行う者
- (2) 奨学金 奨学生に貸与する学資金
- (3) 留学 教育機関への入学またはそれに準ずる目的で、外国の教育機関に3箇月以上継続して在籍し、当該教育機関の正規の課程またはそれに準ずる課程を履修する活動

(貸与の要件)

第3条 奨学金の貸与を希望する奨学生は、次の各号に定める要件を全て満たす者とする。

- (1) 就学若しくは留学のために貸与を希望する者
- (2) 親権者（これに準ずる者を含む。）若しくは父母が大潟村に在住している者
- (3) 将来確実に奨学金を返還できる見込みがある者

(貸与の金額)

第4条 奨学金の金額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 高等学校、専修学校（高等課程）及びこれらに準ずる学校に在学する者 月額20,000円以内
- (2) 大学院、大学、短期大学、専門学校及びこれらに準ずる学校に在学する者 月額50,000円以内
- (3) 前号の該当者が入学時に限り加算して貸与を受けることができる一時金（以下「入学一時金」という。） 1,000,000円以内
- (4) 留学する者が一度に限り貸与を受けることができる一時金（以下「留学一時金」という。） 1,000,000円以内

(貸与の期間)

第5条 奨学金の貸与の期間は、奨学生が在学する正規の修学期間とする。

(選考委員会)

第6条 奨学金の貸与の決定に関して村長の諮問に応じ、又は意見を具申するため大潟村奨学金貸与選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、教育長、教育次長、教育長が指定した者をもって組織する。
- 3 委員長に教育長を充て、委員長は、委員会の議長を務める。委員長に事故ある時は教育次長がその職務を代理する。

4 委員会の議事は出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の各号に定める書類（入学前の申請の場合、第5号に定めるものを除く。）を村長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金貸与申請書（様式第1号）
 - (2) 連帯保証人調書（様式第2号）
 - (3) 申請者の住民票謄本（本籍、続柄及び世帯主を省略しないもの）
 - (4) 世帯全員の所得を証明する書類
 - (5) 在学証明書の写し
 - (6) その他村長が必要と認めた書類
- 2 第4条第4号に係る申請者は前項各号に定める書類に加え留学先の学校や留学期間等事業の概要がわかる書類を提出しなければならない。
- 3 前2項の規定による書類の提出期間は、各年度に村長が定める日とする。

(連帯保証人)

第8条 申請者は、連帯保証人を1人立てなければならない。

- 2 連帯保証人は、原則として申請者等の親権者（これに準ずる者を含む。）若しくは父母とする。
- 3 連帯保証人は、奨学生と連帯して債務を負担する。
- 4 連帯保証人が保証する極度額は、貸与総額に10万円を加算した額とする。

(貸与の決定)

第9条 村長は貸与を決定する場合、委員会に諮らなければならない。

- 2 村長は、奨学金の貸与を決定したときは、奨学金貸与決定通知書（様式第3号）により通知する。

(奨学金の交付)

第10条 第4条第1号及び第2号に規定する奨学金は、次の各号に掲げる区分に応じて交付し、その期間は当該各号に定める期間とする。ただし、各区分の期間内において遡及して交付することができる。

- (1) 第1期 4月から7月
 - (2) 第2期 8月から11月
 - (3) 第3期 12月から翌3月
- 2 入学一時金及び留学一時金については、次条第4項に規定する契約の締結後速やかに交付する。

(契約)

第11条 第9条第2項の規定による通知を受けた入学前の奨学生は、村長が定める日までに、次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 入学を予定する学校の合格通知の写し
- (2) 誓約書（様式第4号）

2 第9条第2項の規定による通知を受けた第4条第4号に係る申請者は次の各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 留学の決定を確認できる書類
- (2) 誓約書（様式第4号）

3 期日までに前2項各号に定める書類の提出がなかった場合、貸与の決定は取り消され、第9条第2項の規定による通知はその効力を失う。

4 村長は、第9条第2項の規定により通知をした日（入学前の申請の場合、第1項各号に定める書類、海外留学一時金の貸与を希望する者は第2項各号に定める書類の提出された日）から15日以内に奨学金貸与契約書（様式第5号）により契約（以下「貸与契約」という。）を締結する。

5 入学前の申請の場合、入学後速やかに在学証明書の写しを提出しなければならない。

6 海外留学一時金の貸与を受ける者の場合、留学後速やかに留学したことを証明する書類の写しを提出しなければならない。

7 奨学金の貸与は無利息とする。

（契約の解除）

第12条 村長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、貸与契約を解除する。

- (1) 退学したとき。
- (2) 奨学金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (3) 第3条各号に定める要件を欠くとき。
- (4) その他奨学生として適当でないと村長が認めるとき。

（貸与の停止）

第13条 村長は、奨学生が休学したときは、その事実が生じた日の属する月の翌月から当該奨学生が復学した日の属する月までの間、奨学金の貸与を停止する。

2 前項の期間に、既に貸与された奨学金があるときは、当該奨学生が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与された奨学金とみなす。

（異動の届出等）

第14条 奨学生又は奨学生であった者（以下「奨学生等」という。）は次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに村長に届け出なければならない。

- (1) 奨学生等又は連帯保証人が住所又は氏名を変更したとき（様式第6号の1）。
- (2) 奨学生が卒業、休学、復学、停学、転学又は退学したとき（様式第6号の2）。
- (3) 奨学生が奨学金の貸与を受けることを辞退したとき（様式第6号の3）。
- (4) 連帯保証人が破産もしくは死亡したとき等、連帯保証人として適当でなくなる事由が生じたとき（様式第6号の4）。
- (5) 前4号に定めるもののほか、重要な事項に異動があったとき（様式第6号の5）。

2 前項第4号の事由が生じたときは、奨学生は3ヶ月以内に新たな連帯保証人を立て、奨学金貸与契約を締結する。

3 奨学生等が死亡したときは、法定相続人又は連帯保証人は直ちに死亡の事実を村長に届け出なければならない。

（現況の届出）

第 15 条 在学中の奨学生は、毎年 4 月中に次の各号に定める書類を村長に提出しなければならない。ただし、入学前の申請の場合、申請した年の翌年を除く。

- (1) 連帯保証人調書
- (2) 欠席状況がわかるもの（成績表等の写し等）

（奨学金の返還）

第 16 条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、月賦、半年賦、年賦のいずれかの方法で奨学金を返還しなければならない。ただし、繰上げて返還することを妨げない。

- (1) 奨学生が貸与の対象となった学校（更に上級学校に進学したときは、当該上級学校）を卒業したとき。
 - (2) 第 12 条の規定により貸与契約が解除されたとき。
- 2 奨学金の返還期間は、前項各号の事実が生じた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過後、貸与月数の 3 倍の月数以内とする。
 - 3 入学一時金若しくは留学一時金の貸与を受けた場合は、前項に規定する返済期間にそれぞれ 24 ヶ月を加算することができる。
 - 4 入学一時金若しくは留学一時金のみの貸与を受けた場合は、第 1 項各号の事実が生じた日の属する月の翌月から起算して 6 ヶ月を経過後、48 ヶ月以内に返還しなければならない。
 - 5 奨学生であった者は、第 1 項各号の事実が生じた翌月中に、奨学金返還計画書（様式第 7 号）を村長に提出しなければならない。
 - 6 村長は、前項までの規定にかかわらず、不適切と認めた場合は貸与した奨学金を全額一括で返還させることができる。
 - 7 奨学生であった者は、正当な理由がなく奨学金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年 14.6 パーセントの割合を乗じて得た延滞利息を支払わなければならない。

（返還の猶予）

- 第 17 条 奨学生であった者は、奨学金返還の猶予を希望するときは奨学金返還猶予申請書（様式第 8 号）を提出しなければならない。
- 2 村長は、災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められる場合、その事由が継続している期間の返還を猶予することができる。
 - 3 奨学生であった者が返還期間に在学中の場合は、第 12 条の規定により解除された場合を除き、返還を猶予することができる。
 - 4 村長は前 2 項の規定により返還の猶予を決定した場合、奨学金返還猶予決定通知（様式第 9 号）により通知する。

（雑則）

第 18 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この規則は、令和 7 年 3 月 28 日から施行する。

附則(令和 7 年 11 月 1 日規則第 14 号)

この規則は、令和 7 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

この規則の施行日の前日までに、大潟村奨学金貸与規則（令和5年教委規則8号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。